

YSアリーナ八戸 料金表

消費税10%を含みます。 R8.7.1現在

【お問い合わせ】
 住所：〒031-0073
 青森県八戸市大字売市字奥遊下3
 電話：0178-43-9544

【スケートリンク】

個人

円

区 分	1人1回	回数券 (6回綴り)	1ヵ月券	シーズン (通年) 券
一般・大学生	700	3,500	7,000	28,000
高校生	430	2,150	4,300	17,200
中学生	300	1,500	3,000	12,000
小学生以下	180	900	1,800	7,200

貸切

円

区 分		1時間あたり	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	33,000	
	入場料を徴収する場合	99,000	
催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	40,000	
	入場料を徴収する場合	120,000	
興行又はこれに類するものに使用する場合		170,000	
教育活動を目的として使用する場合	八戸市内の小中学校		
	その他の 学校等	使用する人数 が250人以内の 場合	50人までごとに 4,500
		使用する人数 が250人を超える 場合	26,400

【中地】

貸切

円

区 分		1時間あたり	
人工芝コート	入場料を徴収しない場合	片面	1,700
		全面	3,400
	入場料を徴収する場合	全面	10,200
多目的コート	入場料を徴収しない場合	片面	650
		全面	1,300
	入場料を徴収する場合	全面	3,900

【アリーナ（リンク解氷時）】

貸切

円

区 分		1時間あたり
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	14,000
	入場料を徴収する場合	42,000
催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	34,000
	入場料を徴収する場合	102,000
興行又はこれに類するものに使用する場合		142,000

【トレーニング室】

個人

円

区 分	1人1回
一般・大学生	300
高校生以下	150

貸切

円

区 分		1時間あたり
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	3,200
	入場料を徴収する場合	9,600
催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	7,700
	入場料を徴収する場合	23,100
興行又はこれに類するものに使用する場合		32,100

【会議室】

貸切

円

区 分		1時間あたり
小会議室1～10	入場料を徴収しない場合	250
	入場料を徴収する場合	750
中会議室1・2	入場料を徴収しない場合	450
	入場料を徴収する場合	1,350
大会議室	入場料を徴収しない場合	700
	入場料を徴収する場合	2,100
多目的室	入場料を徴収しない場合	1,100
	入場料を徴収する場合	3,300

【ホワイエ】

貸切

円

区分		1時間あたり
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	2,300
	入場料を徴収する場合	6,900
催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	2,750
	入場料を徴収する場合	8,250
興行又はこれに類するものに使用する場合		11,000

【全館貸切】

リンク開設時

円

区分		1時間あたり
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	36,000
	入場料を徴収する場合	108,000
催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	46,000
	入場料を徴収する場合	138,000
興行又はこれに類するものに使用する場合		188,000

リンク解氷時

円

区分		1時間あたり
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	21,000
	入場料を徴収する場合	63,000
催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	41,000
	入場料を徴収する場合	123,000
興行又はこれに類するものに使用する場合		165,000

※備考

①共通

- 「入場料」とは、入場料、会費、賛助金、寄附金その他いかなる名目にかかわらず、この表に掲げる施設に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。
- 営利を目的とする催物に使用する場合は、入場料を徴収する場合の規定を適用する。
- 高校生以下の者が貸切使用する場合（教育活動を目的としてスケートリンクを貸切使用する場合を除く。）の使用料（設備、器具等の使用料を除く。）は、当該使用料の100分の80に相当する額とする。
- 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にアマチュアスポーツ以外に使用する場合は、当該使用料の100分の120に相当する額とする。
- 前2号の規定に基づいて算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 設備、器具等にかかる使用料は別途定める。

②中地

- スケートリンクの貸切使用と併せて中地を使用する場合は、当該中地の使用料を徴収しない。

③会議室

- スケートリンク、中地、アリーナをアマチュアスポーツに使用する場合（入場料を徴収しない場合に限る。）において、会議室を使用するときは入場料を徴収しない場合の規定を、アマチュアスポーツに使用する場合（入場料を徴収する場合に限る。）、催物に使用する場合又は興行若しくはこれに類するものに使用する場合において会議室を使用するときは入場料を徴収する場合の規定を適用する。

④会議室・ホワイエ・全館貸切

- 冷暖房料は、別に実費を徴収する。

【設備・器具等使用料】

1 スポーツ用具

円

区 分		単 位	金 額
バスケット台		1対1時間あたり	160
バレーボール支柱（ネット共）		1組1時間あたり	120
フットサルゴール（ネット共）		1対1時間あたり	120
ボール類		1個1時間あたり	20
貸しスケート靴	教育活動を目的として使用する場合	1足	150
	その他の場合	1足	300

備考

- 高校生以下の者が貸切使用する場合（貸しスケート靴を除く）の使用料は、当該使用料の100分の50に相当する額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 入場料を徴収する場合（貸しスケート靴を除く）の使用料は、当該使用料の3倍に相当する額とする。

2 附帯設備等

円

区 分	単 位	金 額
放送機器	1式1日	1,500
電源使用	1キロワットアワーあたり	20

備考 入場料を徴収する場合の使用料は、当該使用料の3倍に相当する額とする。